

.「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の関連施策実施状況

(平成15年度)

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画		関連施策及び実施状況	
項目	事項	施策	実施状況
(1) 学校教育における人権教育の推進	初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。	人権教育総合推進地域 (155,359千円) (文部科学省)	教育上特別の配慮を必要とすると認められる地域において、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を推進するという観点から、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を推進した。 ・60地域
	研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。	人権教育研究指定校 (42,184千円) (文部科学省)	人権意識を培うための教育の在り方について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図った。114校
	各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。	人権教育資料の作成配布等 (19,068千円) (文部科学省)	人権教育に関する資料や研究成果を集録した人権教育資料を作成した。
		人権教育の指導方法等に関する調査研究 (48,744千円) (文部科学省)	人権教育に関する事業等の実践・成果を踏まえ、学校における人権教育に関する指導方法の在り方等について調査・研究等を行った。
		各大学における人権に関する教育の実施 (文部科学省)	大学における人権教育については、例えば憲法、法哲学などの法学の授業や同和教育に関連して実施されているところであり、また、教養教育等として人権教育に関する科目を開設している大学も相当数ある。 従来から各大学に対して、各種会議等の場を通じて憲

			<p>法，教育基本法の精神に則り，同対審答申や地対協意見具申の趣旨を踏まえた同和問題をはじめとする人権問題についての一層の理解と適切な対応を求めてきているところである。</p> <p>大学における人権問題に関する授業科目の開設状況 484大学（平成14年度）</p>
<p>（２）社会教育における人権教育の推進</p>	<p>公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設，ボランティア活動の推進を図るとともに，大学の公開講座の実施等により，人権に関する学習機会を充実させる。</p> <p>人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。</p> <p>非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに，障害者等の学習機会を充実させる。</p> <p>人権に関する学習活動のための指導者養成，資料の作成，学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。</p>	<p>事項 について 人権教育総合推進事業 （1,859,898千円） （文部科学省）</p> <hr/> <p>事項 について 大学公開講座 （273,035千円） （文部科学省）</p> <hr/> <p>事項 について 子育て支援ネットワーク</p>	<p>すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し，人々の人権問題に対する理解と認識を深め，差別意識の解消を図り，人権にかかわる問題の解決に資することができるよう，社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。</p> <p>1 人権教育調査研究指導（国が実施）</p> <p>ア 全国人権教育担当者研究協議会：和歌山県 ・事例発表テーマ 人権に関する指導者の養成・確保 学習意欲を喚起する学習機会の提供 現代的課題と人権教育の推進 人権教育の推進に係る啓発資料等の工夫</p> <p>イ 調査研究の委嘱（都道府県への委嘱）</p> <p>2 人権教育促進事業（都道府県・指定都市への補助）</p> <p>ア 人権教育指導研修事業 ・指導者研究会の実施，学習教材等の作成・配布</p> <p>イ 人権教育推進市町村事業 ・研究集会，講演会，巡回講座，学習講座，住民の参加交流事業等の実施</p> <hr/> <p>国立大学が持っている総合的，専門的教育研究の機能を広く社会に開放し，地域住民に対し広く生活上，職業上の知識，技術及び一般教養を身につける学習の機会を提供するために大学公開講座を実施した。</p> <p>・平成15年度：2，231講座</p> <hr/> <p>子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して，気軽に相談に乗ったり，きめ細かなアドバイス等を</p>

の充実
(559,983 千円)
(文部科学省)

行う「子育てサポーター」や子育てサポーターへの助言や親へのカウンセリングを行う「家庭教育アドバイザー」を配置し、公民館等における様々な交流事業を実施するなど、地域における子育て支援ネットワークを形成。また、父親の家庭教育の参加を促進するため、父親の役割を考えるフォーラムなどを実施。

子育て学習の全国展開
(519,309 千円)
(文部科学省)

思春期の子どもを持つ親のための家庭教育に関する講座の拡充を図るとともに、妊娠期にある親を対象とした講座や就学時健診等の機会を活用した講座を全国的に実施する。

- ・妊娠期子育て講座 3,000 か所
- ・思春期子育て講座 10,000 か所
- ・就学時健診等子育て講座 20,000 か所

新家庭教育手帳の作成・配布
(339,781 千円)
(文部科学省)

家庭教育のヒント集として平成 11 年度から配布している家庭教育手帳・ノートについて、子どもの発達段階に応じて 2 分冊から 3 分冊にするとともに、内容等の充実を図り、中学生以下の子どもを持つ親向けに作成・配布する。

家庭教育手帳<ドキドキ子育て>

- ・妊娠期～乳幼児を持つ親向け
- ・平成 15 年度：約 118 万部

家庭教育手帳<ワクワク子育て>

- ・小学 1～4 年生の子どもを持つ親向け
- ・平成 15 年度：約 120 万部

家庭教育手帳<イキイキ子育て>

- ・小学 5, 6 年生及び中学生の子どもを持つ親向け
- ・平成 15 年度：119 万部

地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業
(1,131,361 千円)
(文部科学省)

国・都道府県・市町村の各レベルにおいて、奉仕活動・体験活動を推進するための協議会及び活動支援のためのセンターを設置するとともに、全国的な普及啓発を図るための全国フォーラム等を実施。

奉仕活動・体験活動の推進体制の整備状況(委託件数)

			《協議会整備数》 国, 44都道府県, 1, 126市町村 《支援センター整備数》 国, 46都道府県, 1, 194市町村(平成15年度)
(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進	<p>人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。</p> <p>一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究, 人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル, パンフレット, 教材, 資料等の作成を行い, これによる効果的な啓発活動を推進する。</p> <p>世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には, 記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。</p>	<p>事項 について</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費 (56,948千円)</p> <p>人権啓発活動実施経費 (3,487,344千円) (法務省)</p>	<p>事項 について</p> <p>1 啓発冊子, パンフレット等を作成し, 全国に配布するなどした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第55回人権週間ポスター 31,400枚 ・平成15年度障害者の人権啓発ポスター 30,000枚 ・ハンセン病を正しく理解するポスター 30,000部 ・啓発パンフレット「第55回人権週間」 10,000部 ・啓発冊子「人権の擁護」 100,000部 ・啓発冊子「ヒューマンライツハーモニー」 68,600部 ・啓発冊子「みんなともだち(マンガで考える「人権」)」 56,300部 ・啓発冊子「いじめ しない・させない・見逃さない」 38,200部 ・平成15年度全国中学生人権作文コンテスト入賞作品集 200,000部 ・女性の人権ホットライン周知パンフレット 19,900部 ・子どもの人権専門委員周知パンフレット 28,800部 ・啓発パンフレット「外国人の人権を尊重しよう」 55,231部 ・人権啓発ビデオ「プレゼント」作成 <p>2 政府広報等を利用した啓発活動を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年7月の政府広報オンラインにおいて, 「えせ同和行為」をテーマとした記事を掲載した。 ・平成15年8月の政府広報オンラインにおいて, 「インターネットによる人権侵害」をテーマとした記事を掲載した。

			<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年11月の政府広報オンラインにおいて、「第55回人権週間」及び「ハンセン病」をテーマとした記事を掲載した。 ・平成15年12月の政府広報オンラインにおいて、「ハンセン病」をテーマとした記事を掲載した。 ・平成15年12月の政府広報オンラインにおいて、「第55回人権週間」をテーマとした記事を掲載した。 ・平成15年12月、「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」と題する啓発記事を全国紙（4紙）、地方紙（3紙）に掲載した。 ・平成15年12月及び平成16年2月の政府広報オンラインにおいて、「インターネットによる人権侵害」をテーマとした記事を掲載した。 ・平成16年オンライン広報通信1月号トピックスにおいて、「インターネットによる人権侵害」をテーマとした記事を掲載した。 ・平成16年オンライン広報通信2月号トピックスにおいて、「子どもの人権」をテーマとした記事を掲載した。 <p>事項 ~ について 企業その他一般社会における人権教育等を推進するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p>
	<p>人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。</p> <p>人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。</p> <p>人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。</p>	<p>事項 ~ について 人権擁護委員制度の運営経費 (21,590千円)</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費 (638,597千円)</p> <p>人権侵犯事件調査等活動</p>	<p>事項 について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国の法務局・地方法務局において、新任の人権擁護委員に対し、研修を実施した。 2 全国の法務局・地方法務局において、委嘱後2年以内の人権擁護委員に対し、研修を実施した。 3 全国の法務局・地方法務局において、委嘱後4年目の人権擁護委員に対し、研修を実施した。 4 全国の法務局・地方法務局において、人権擁護委員に対し、同和問題講習会を実施した。 5 全国の法務局・地方法務局において、人権擁護委員

	<p>経費 (再掲)</p> <p>人権啓発活動実施経費 (再掲) (法務省)</p>	<p>に対し、男女共同参画問題研修を実施した。</p> <p>6 第61回法務局・地方法務局職員専門科(人権)研修を実施した(平成15年7月2日~7月25日・56名)。</p> <p>7 法務局・地方法務局人権擁護事務担当者研修を実施した(平成15年8月25日~8月29日・57名)。</p> <p>8 平成15年度人権啓発指導者養成研究会を実施した。(平成15年9月9日~12日・92名・東日本、平成15年10月14日~17日・103名・西日本)</p> <p>事項 ~ について</p> <p>1 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p> <p>2 企業その他の一般社会における人権教育等を推進するため、都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 パンフレットを作成し、全国に配布するなどした。 ・女性の人権ホットライン周知パンフレット 19,900部</p> <p>事項 について</p> <p>国、都道府県、市町村等の人権啓発活動実施主体相互間の連携・協力体制を強化するための「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」の設置を完了し、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を順次整備している。 (全都道府県、181地域)</p>	<p>に対し、男女共同参画問題研修を実施した。</p> <p>6 第61回法務局・地方法務局職員専門科(人権)研修を実施した(平成15年7月2日~7月25日・56名)。</p> <p>7 法務局・地方法務局人権擁護事務担当者研修を実施した(平成15年8月25日~8月29日・57名)。</p> <p>8 平成15年度人権啓発指導者養成研究会を実施した。(平成15年9月9日~12日・92名・東日本、平成15年10月14日~17日・103名・西日本)</p> <p>事項 ~ について</p> <p>1 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p> <p>2 企業その他の一般社会における人権教育等を推進するため、都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 パンフレットを作成し、全国に配布するなどした。 ・女性の人権ホットライン周知パンフレット 19,900部</p> <p>事項 について</p> <p>国、都道府県、市町村等の人権啓発活動実施主体相互間の連携・協力体制を強化するための「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」の設置を完了し、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を順次整備している。 (全都道府県、181地域)</p>
	<p>財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。</p>	<p>人権啓発活動実施経費 (再掲) (法務省)</p>	<p>(財)人権教育啓発推進センターに以下の啓発活動等を委託した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発フェスティバルの実施 東京都 平成15年8月29・30日 福井県 平成15年10月4・5日 ・第55回人権週間ポスターの作成 ・障害者の人権啓発ポスターの作成

			<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレット「第55回人権週間」の作成 ・平成15年度全国中学生人権作文コンテスト入賞作品集の作成 ・人権啓発ビデオ「プレゼント」の作成 ・人権啓発ビデオ「犯罪被害者の人権を守るために」の作成 ・人権関係情報データベースの運用・活用 ・啓発教材，啓発資料の作成及びビデオライブラリーの拡充 ・人権啓発指導者養成研修の実施 ・新聞による広報の実施 ・人権擁護に関する調査・研究
	<p>企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。</p>	<p>就職の機会均等を確保するための指導・啓発（厚生労働省）</p>	<p>雇用主に対する指導・啓発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用選考に関する業界団体への文書による要請 <ul style="list-style-type: none"> ・各経済・業種別103団体 2 ポスター，カレンダー等各種啓発資料を作成し，事業所に配布 3 新聞広報等各種広報媒体を通じた啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・中学，高等学校，大学等の卒業予定者に係る採用選考時毎に実施 4 公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・全国で707回 5 企業トップクラス研修会の開催（全国で470回）
<p>（4）特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進</p>	<p>検察職員 人権を尊重した検察活動を徹底するため，検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。</p>	<p>検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育（法務省）</p>	<p>新任検事実務教育 （対象・人員）新任検事・75人 （実施内容）講義課題：国際人権関係条約等</p> <p>検事専門研修 （対象・人員）検事・60人 （実施内容）講義課題：国際人権関係条約及び刑事に関する国際協力について</p> <p>検事一般研修</p>

		<p>(対象・人員) 検事・69人 (実施内容) 講義課題：国際人権関係条約及び刑事に関する国際協力について</p> <p>新任副検事実務教育 (対象・人員) 新任副検事・40人 (実施内容) 講義課題：人権をめぐる諸問題</p> <p>検察事務官高等科研修 (対象・人員) 検察事務官・100人 (実施内容) 講義課題：人権の諸問題</p>																								
<p>矯正施設・更生保護関係職員等 ア 刑務所，拘置所，少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から，矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ，施設の監督職員に対する指導を行う。</p>	<p>矯正施設の職員に対する各種研修における人権教育の充実等 (法務省)</p>	<p>矯正研修所及び同支所（全国8か所）において，被収容者の権利保障・国際準則等に係る研修，人権啓発等に係る研修を実施している。</p> <p>なお，名古屋刑務所事案を契機に開催された民間の有識者からなる「行刑改革会議」の提言「職員の人権意識の改革」を受け，より効果的な職員研修の実施を検討している。また，人権意識の一層の向上を図るため，中間監督者に対する処遇実務監督者研修について，受講者を拡大した上，平成14年度に引き続き，各施設において伝達研修を実施することにより，全職員の意識喚起を図った。</p> <p>(平成15年度における研修実施状況)</p> <table border="1"> <tr> <td>・刑務官等研修課程</td> <td>22コース</td> <td>728名受講</td> </tr> <tr> <td>・法務教官研修課程</td> <td>11コース</td> <td>217名受講</td> </tr> <tr> <td>・法務技官研修課程</td> <td>2コース</td> <td>18名受講</td> </tr> <tr> <td>・高等研修課程</td> <td>1コース</td> <td>95名受講</td> </tr> <tr> <td>・中級管理研修課程</td> <td>1コース</td> <td>23名受講</td> </tr> <tr> <td>・上級管理研修課程</td> <td>1コース</td> <td>30名受講</td> </tr> <tr> <td>・処遇実務監督者研修</td> <td>1コース</td> <td>255名受講</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39コース</td> <td>1366名受講</td> </tr> </table>	・刑務官等研修課程	22コース	728名受講	・法務教官研修課程	11コース	217名受講	・法務技官研修課程	2コース	18名受講	・高等研修課程	1コース	95名受講	・中級管理研修課程	1コース	23名受講	・上級管理研修課程	1コース	30名受講	・処遇実務監督者研修	1コース	255名受講	合計	39コース	1366名受講
・刑務官等研修課程	22コース	728名受講																								
・法務教官研修課程	11コース	217名受講																								
・法務技官研修課程	2コース	18名受講																								
・高等研修課程	1コース	95名受講																								
・中級管理研修課程	1コース	23名受講																								
・上級管理研修課程	1コース	30名受講																								
・処遇実務監督者研修	1コース	255名受講																								
合計	39コース	1366名受講																								
<p>イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の</p>	<p>更生保護関係職員に対する各種研修における人権</p>	<p>保護観察官中等科研修 (対象) 保護観察官</p>																								

者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。

教育の充実・徹底
(法務省)

(人員) 53名
(実施方法) 法務総合研究所における講義
(実施内容) テーマ「人権と保護」

入国管理関係職員
出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。

入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育の充実
(法務省)

外国人の人権に配慮した入管行政を遂行するため、各種職員研修の場を通じて人権教育を充実させ、入国審査官及び入国警備官等の人権意識をかん養している。

- ・入国警備官初任科研修 43名
- ・入国管理局関係職員初等科研修 28名
- ・入国管理局関係職員中等科(入国警備官)研修 65名
- ・入国管理局関係職員中等科(入国審査官・法務事務官)研修 64名
- ・入国管理局関係職員高等科研修 40名
- ・人権教育・カウンセリング研修 48名

教員・社会教育関係職員
学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

教職員に対する研修
(文部科学省)

独立行政法人教員研修センターが実施する教職員等中央研修講座において、校長、教頭、中堅教員等、総計1,616名を対象に、「人権尊重の教育」及び「児童の権利条約」というテーマの講義を実施したほか、人権教育セミナーにおいて、教員等550名に対し、人権教育実施上の課題等について研修を行い、人権教育の一層の充実を図った。

社会教育主事講習における人権に関する講義の実施
(文部科学省)

全国16か所、計25回開催、参加者計1,366人
北海道教育大学「障害児福祉と社会教育」
秋田大学「社会教育と男女共同参画社会」
東北大学「障害児(者)教育・福祉社会」
宇都宮大学「人権教育」、「男女共同参画社会の形成」
群馬大学「人権教育論」、「人権教育と社会教育論」
新潟大学「社会同和教育」、「社会同和教育」
金沢大学「人権問題と社会教育」
岐阜大学「人権同和教育」、「社会教育と人権」

		<p>和歌山大学「障害者問題と社会教育」, 「人権問題と社会教育」 奈良教育大学「人権をめぐる諸課題と社会教育」, 「障害児・者と社会教育」, 「障害児・者と社会教育」 神戸大学「人権問題と社会教育」 広島大学「男女共同参画社会」 香川大学「障害者理解と社会教育計画」, 「在住外国人理解と社会教育計画」 九州大学「人権教育」 熊本大学「人権教育の推進について」 国立教育政策研究所(年2回実施) 「人権・同和問題と社会教育」</p>
	<p>独立行政法人国立女性教育会館におけるセミナー等の開催 (764,773千円) (文部科学省)</p>	<p>独立行政法人国立女性教育会館は、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育等に関する専門的な調査及び研究等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業 ・交流事業 ・調査研究事業 ・情報事業
<p>医療関係者 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。</p>	<p>医療関係者の育成における人権に関する教育の実施 (文部科学省, 厚生労働省)</p>	<p>医療関係者を育成する学校や養成所においては、患者本位の立場に立った人間性豊かな医療関係者の育成が求められていることに鑑み、様々な教育活動を通じて患者の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成の一層の充実を図った。</p>
<p>福祉関係職員 ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。</p>	<p>民生委員研修 (全国社会福祉協議会実施分 31,786千円の内数) (都道府県・指定都市社会福祉協議会実施分</p>	<p>各都道府県において、全民生委員・児童委員を対象に、福祉施策、人権の尊重等に関する研修を実施した。</p> <p>1 全国民生委員指導者研修 全国社会福祉協議会において年1回開催 ・12月3日～12月5日</p>

	<p>3,572,388 千円の内数) (厚生労働省)</p> <p>全国主任児童委員研修会 (厚生労働省)</p>	<p>2 民生委員・児童委員協議会会長研修 3 中堅民生委員・児童委員研修会 4 新任民生委員・児童委員研修会 2～4については、各都道府県・指定都市においてそれぞれ年1回以上開催した。</p> <p>主任児童委員としての役割や活動の充実強化を目的として、地域の児童虐待防止ネットワークにおける役割を考えるシンポジウム、子どもや子育て家庭を取り巻く課題と支援を考える講演、分科会、人権・同和問題に係るビデオ研修を実施。 ・全国2か所、計2回開催、参加者計615名</p>
<p>イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。</p>	<p>ホームヘルパー養成研修の実施 (厚生労働省)</p> <p>介護支援専門員養成研修の実施 (厚生労働省)</p>	<p>介護保険制度の導入に伴い、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修について、従来のカリキュラム(人権の尊重などについて充実を図っている)と同様の内容を想定したカリキュラムを提示。</p> <p>介護支援専門員の養成については、実務研修等において、人権の尊重についての理解を深めることについて配慮するよう、実施要綱により提示。</p>
<p>ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。</p>	<p>介護福祉士養成のための実習指導者特別研修事業</p> <p>介護担当教員特別研修事業(介護教員講習会)</p> <p>社会福祉主事資格認定通信教育事業</p> <p>社会福祉施設長資格認定通信教育事業</p> <p>都道府県・指定都市・中</p>	<p>計2回開催(参加者計128人)</p> <p>計5回開催(修了者計794人(のべ人数))</p> <p>1回開催(参加者計1,240人)</p> <p>1回開催(参加者計1,490人)</p> <p>計5回開催(参加者計711人)</p>

	核市指導監督職員研修会	
	福祉事務所新任所長研修会	1回開催（参加者計157人）
	福祉事務所新任査察指導員研修会	1回開催（参加者計191人）
	児童相談所相談関係職員研修会	1回開催（参加者計73人）
	社会福祉施設長サービス管理研修課程	計8回開催（参加者計394人）
	社会福祉法人経営者研修課程	計2回開催（参加者計250人）
	社会福祉施設指導職員特別研修事業 （厚生労働省）	計2回開催（参加者計309人）
エ 保育士養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。	国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所における教育及び研修 （厚生労働省）	同養成所において、子どもの人権を尊重した処遇を行うための教育及び研修を実施。
海上保安官 法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。	海上保安大学校等における人権教育（学生を対象） （国土交通省） 海上保安官に対する研修 （国土交通省）	（対象）海上保安大学校等学生 （人員）492名 （実施方法）大学校等における講義 （実施内容）憲法等の講義により人権に関する知識を教授 （対象）海上保安官 （人員）217名 （実施方法）再研修中における講義

	<p>労働行政関係職員 労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。</p>	<p>都道府県労働局，労働基準監督署及び公共職業安定所に所属する職員に対する人権教育の推進（厚生労働省）</p>	<p>（実施内容）階層別研修において行政法，海上警察権論等の講義により，海上保安業務に関連する行政や法と人権との関わりについて教授</p> <p>都道府県労働局，労働基準監督署及び公共職業安定所に所属する職員に対して，入省時（新規採用者及び入省後1年経過の職員），中堅時（行政経験概ね5～8年程度の職員），管理監督者就任時等各職員の職位に応じて節目ごとに行う中央研修（14種）において同和問題等を中心とする人権の講義を延べ35回，2，161名に対し実施し，業務と人権との関わり等について教授した。</p> <p>（平成15年度実績） 新任労働基準監督官研修（全1回，82名） 労働行政職員（基礎）研修（全8回754名受講） 労働基準監督官（上級）研修（全2回94名受講） 労働基準行政職員（上級）研修（全3回157名受講） 職業安定行政職員（上級）研修（全7回420名受講） 労働基準監督署長研修（全1回17名受講） 公共職業安定所長研修（全3回135名受講） 公共職業安定所次（部）長研修（全1回45名受講） 労働基準監督署課長（A）研修（全1回59名受講） 労働基準監督署課長（B）研修（全3回139名受講） 公共職業安定所課長・統括職業指導官研修（全5回259名受講）</p> <p>また，各行政分野における必要性と専門性が高い業務を担当している行政経験概ね15～25年程度の職員に対して行われる専門研修（計3種類，5回，262名）として，高齢者，障害者，外国人労働者の雇用促進業務の円滑な遂行に必要な知識及び技術を習得させるための研修を実施し，人権教育の推進を図った。</p> <p>（専門研修） 障害者雇用研修（全1回90名受講） 事業主指導研修（全3回135名受講） 外国人雇用対策研修（全1回37名受講）</p> <p>なお，事業主指導研修においては，同和問題等の講義</p>
--	--	--	---

		をカリキュラムに組み込んでおり、同講義により人権教育を推進した。
消防職員 消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。	消防大学校における研修 (総務省)	(対象) 消防職員 (人員) 240名 (実施期日) 平成15年度中 (実施方法) 消防大学校における講義 (実施内容) 演題：人権擁護
警察職員 人権を尊重した警察活動を徹底するため、「職務倫理の基本」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。	警察職員に対する人権教育の推進 (警察庁)	1 各級警察学校、職場における人権教育の実施 職務倫理に関する教育を最重点項目に掲げ、各級警察学校、警察署等の各職場において、職務倫理や適切な市民応接に重点をおいた各種教育を行ったほか、基本的人権に配慮した適正な職務執行ができるよう、実務に必要な知識及び技能を修得させるための教育を行った。 ・採用時教育(新たに採用された警察職員)約13,800名 ・昇任時教育(各階級及び職に昇任した警察職員)約16,600名 ・職務倫理指導者専科(各警察本部の職務倫理教育の指導者)25名 ・職務倫理教養担当者専科(警察署の職務倫理教育の担当者)約390名 また、職務倫理等の人権に関する授業を拡充するなどの警察学校における採用時及び昇任時の教育制度を改善し、平成13年度から実施している。 2 留置業務担当者等に対する人権教育の実施 留置業務担当者等を対象として、各種人権条約にも配慮し、人権の尊重に重点を置いた被留置者の適正処遇と職務倫理に関する教育を行った。 (1) 都道府県警察本部等の上級幹部に対する教育 警察署等の留置業務担当者の全般的な指導に当たる都道府県警察本部等の上級幹部に対し、警察庁において、約10日間にわたって、適正な留置業務の

管理運営等に関する教育を行った。

留置業務管理運営専科（警視，警部を対象）
34名

(2) 留置業務担当者に対する教育

警察署等において留置業務を担当する警部補以下の留置業務担当者約2,700名に対し，都道府県警察において，約10日間にわたって，被留置者の適正処遇等に関する教育を行った。

3 被害者対策に関する教育の実施

平成8年2月に警察庁が制定した「被害者対策要綱」に基づき，警察庁及び各都道府県警察において，被害者対策に関する各種教育を行った。

被害者対策指導専科（警察本部の被害者対策の指導者）21名

被害者カウンセリング技術専科

上級（臨床心理士の資格を有する職員）20名

初級（被害者相談を担当する職員）20名

被害者対策研究科（警察本部において被害者カウンセリングを担当する職員）10名

被害者対策専科（警察署の被害者対策の指導者）
約900名

4 女性に対する暴力事案担当者等に対する人権教育の実施

警察本部等におけるストーカー及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象として，警察庁において，女性の人権問題に対する適切な対応要領等に関する教育を行った。

ストーカー・配偶者暴力対策実務担当者専科（29名）

5 少年警察担当者に対する人権教育の実施

警察本部等における少年相談，被害少年の継続的支援等の業務を専門的に担当する警察職員を対象として，カウンセリング技術，少年相談対応要領及び児童虐待事案への対応要領に関する研修を行うとともに，少年事件捜査を担当する警察官を対象として，少年処

		<p>遇上の基本や少年事件の被害者対策等に関する教育を行った。(約310名)</p>
<p>自衛官 防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。</p>	<p>自衛官に対する人権教育の推進 (防衛庁)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防衛大学校, 防衛医科大学校, 陸上・海上・航空の各自衛隊幹部候補生学校等において, 憲法の理念(民主主義, 基本的人権の尊重等)やジュネーブ諸条約(戦争犠牲者の保護)について教育を実施した。(約23,000名) 2 自衛隊の幹部学校をはじめとする各種学校等において, 自衛隊法第52条に規定する「服務の本旨」に照り, 人格の尊重等を基本とする精神教育を実施した。(約30,000名) 3 人権問題に対する理解と認識を深めさせるため, 職員を, 人権に関する研修会に参加させた。(69名)
<p>公務員 すべての公務員が人権問題を正しく認識し, それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。</p>	<p>地方公共団体職員に対する研修 (内閣府)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度男女共同参画に関する「基礎研修」 対象 都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当職員(係長クラス) (平成15年7月17日~18日 65名) ・平成15年度男女共同参画に関する「政策研修」 対象 都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当職員(課長クラス) (平成16年1月8日~9日 46名) ・平成15年度男女共同参画に関する「相談研修」 対象 女性センターの相談事業を統括する立場にある管理職 (平成16年3月4日~5日 68名)
	<p>人権啓発活動実施経費 (再掲) (法務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度人権に関する国家公務員等研修会 (前期:平成15年9月9日 640名参加) (後期:平成16年2月12日 560名参加) ・平成15年度人権啓発指導者養成研修会 (平成15年9月9日~12日 92名参加東日本)

	(平成15年10月14日～17日 103名参加 西日本)																		
各府省の職員に対する合同研修 (人事院)	<p>全府省の職員を対象に実施している職位階層別研修等において、女性、高齢者、障害者、同和問題など幅広く人権に関するカリキュラムを実施。</p> <p>人権に関するカリキュラムを設けた研修</p> <table border="0"> <tr> <td>・新規採用職員研修</td> <td>14コース</td> <td>789人受講</td> </tr> <tr> <td>・係員級研修</td> <td>16コース</td> <td>735人受講</td> </tr> <tr> <td>・係長級研修</td> <td>12コース</td> <td>537人受講</td> </tr> <tr> <td>・課長補佐級以上の研修</td> <td>9コース</td> <td>273人受講</td> </tr> <tr> <td>・その他の研修</td> <td>19コース</td> <td>484人受講</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>70コース</td> <td>2818人受講</td> </tr> </table>	・新規採用職員研修	14コース	789人受講	・係員級研修	16コース	735人受講	・係長級研修	12コース	537人受講	・課長補佐級以上の研修	9コース	273人受講	・その他の研修	19コース	484人受講	合 計	70コース	2818人受講
・新規採用職員研修	14コース	789人受講																	
・係員級研修	16コース	735人受講																	
・係長級研修	12コース	537人受講																	
・課長補佐級以上の研修	9コース	273人受講																	
・その他の研修	19コース	484人受講																	
合 計	70コース	2818人受講																	
地方公務員に対する研修 (総務省)	<p>(対象) 地方公務員 (人員) 918名 (実施期日) 平成15年度中 (実施方法) 自治大学校における講義 (実施内容) 演題：人権行政 講師：宮崎繁樹 (財)人権教育啓発推進センター理事長)</p>																		
外務公務員等に対する研修 (外務省)	<p>新入職員全員(国家種, 外務専門職, 国家種), 及び在外公館に勤務予定の各府省庁職員を対象に実施する各種研修において人権問題に関する講義を実施した。</p> <p>1 平成15年度第2・3部前期研修(第2部：21名, 第3部：41名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題目：人権問題 ・講師：田中正人(国民生活センター理事) ・講義日：平成15年5月1日 <p>2 平成15年度第4部一般初任研修(36名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題目：人権問題 ・講師：田中正人(国民生活センター理事) ・講義日：平成15年5月8日 																		

			<p>3 平成15年度第5部研修(135名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 題目：人権を巡る世界動向 ・ 講師：横田洋三(中央大学教授) ・ 講義日：平成15年11月17日 <p>各研修の対象者は以下のとおり。</p> <p>第2部 国家種採用者 第3部 外務専門職採用者 第4部 国家種採用者 第5部 在外公館に勤務予定の各府省庁職員</p>
	<p>マスメディア関係者 人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。</p>	<p>マスメディア関係者の自主的取組 (総務省、文部科学省)</p>	<p>従来よりマスメディア関係者は人権教育のための取組等を行ってきている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「新聞倫理綱領」の改定((社)日本新聞協会) 平成11年10月より新聞倫理綱領検討小委員会で改定作業に取り組み、平成12年6月21日の総会において新しい「新聞倫理綱領」を制定。 2 放送と人権等権利に関する委員会機構(BRO)の第3回シンポジウム テーマ：『放送の自由と自律～放送倫理確立への道』 開催日：平成15年4月23日 主催：放送と人権等権利に関する委員会機構(BRO) 後援：日本放送協会,(社)日本民間放送連盟 放送と人権等権利に関する委員会機構(BRO)は、平成15年7月に放送倫理・番組向上機構(BPO)に改組。 <p>フォーラム「テレビへの提言～中学生からのメッセージ」 開催日：平成15年7月25日 主催：放送と青少年に関する委員会 共催：日本放送協会,(社)日本民間放送連盟</p>

3 . 重要課題への対応

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画		関連施策及び実施状況	
項目	事項	施策	実施状況
(1) 女性	男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。	男女共同参画社会の形成の促進 (内閣府)	男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況等を、いわゆる「男女共同参画白書」として取りまとめ、公表した。
	政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。	男女共同参画社会の形成の促進 (再掲) (内閣府)	1 国の審議会等委員への女性の登用を促進するため、男女共同参画推進本部決定に基づき、平成17年(2005年)度末までのできるだけ早い時期に「30%」を達成という目標に向けて、女性人材データベースを充実した。 2 関係府省の協力を得て、政治・行政・司法等の各分野における女性の参画状況について取りまとめ、公表した。
		女性職員のための研修の実施 (人事院)	女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針を踏まえ、女性職員の登用拡大に向けた施策を総合的に推進していく一環として、女性職員の意欲・意識を高めること等を目的として、女性職員のための研修を10コース実施し、335人が参加した。
	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃	男女共同参画社会の形成の促進 (再掲) (内閣府)	1 男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」において様々な広報啓発活動を行った。 2 男女共同参画基本計画の趣旨の浸透等を図るため、全国会議(1回)、男女共同参画フォーラム(6か所)、男女共同参画宣言都市奨励事業(9か所)を実施した。 3 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)の活動を通じ広く各界各層との情報及び意見の交換等

条約，第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。

を行うことで，男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進した。

- 4 全国各地の，近い将来地域リーダーとなりうる若年男女に対して，男女共同参画に関する施策の説明や意見交換を行うため，男女共同参画ヤングリーダー会議を開催した。
- 5 社会の意識啓発など，女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するため，都道府県等関係機関，団体に協力を依頼し，「女性に対する暴力をなくす運動」を実施した。
- 6 男女共同参画社会の実現を阻害する女性に対する暴力について社会の意識を啓発することを目的として，「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催した。
- 7 インターネットを通じて，配偶者からの暴力の被害者への対応に当たる関係各機関の情報や法令等の情報を提供した。
- 8 男女共同参画社会づくりを進める地方公共団体との連携のため，全国主管課長等会議，行政ブロック会議を開催した。
- 9 男女共同参画社会づくりに関する広報啓発のため，広報誌「男女共同参画推進本部ニュース」(年6回)を発行した。
- 10 ホームページを開設し，インターネットを通じて国内外に国の取組状況や関連データ，国際会議文書等の情報を提供した。
- 11 全国の行政相談委員，人権擁護委員，都道府県の男女共同参画担当課等男女共同参画に係る苦情処理対応者等に苦情処理Q & Aを配布し，男女共同参画社会づくりに向けての意識啓発を図った。

人権擁護委員制度の運営経費(再掲)

- 1 第55回人権週間(平成15年12月)において，「女性の地位を高めよう」を強調事項に掲げ，全国各地で様々な啓発活動を実施した。

人権擁護委員実費弁償経

- 2 女性等に対する人権侵害の発生を防止するため，都

		<p>費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲）（法務省）</p>	<p>道府県及び政令指定都市に対し啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
	<p>労働に関する女性の地位向上啓発（4,880 千円）（厚生労働省）</p>	<p>労働に関する女性の地位向上啓発（4,880 千円）（厚生労働省）</p>	<p>都道府県労働局雇用均等室に配置している協助手により、労働における女性の地位向上のための広報・啓発活動を実施した。</p>
	<p>雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。</p>	<p>雇用における男女の均等取扱いの促進（525,243 千円）（厚生労働省）</p>	<p>男女雇用機会均等法の内容に沿った雇用管理が更に徹底されるよう、企業、労働者等に対し、一層その周知を図るとともに、男女の均等取扱いを確保するための積極的な行政指導、女性労働者と事業主との間の均等取扱いに関する個別紛争解決のための援助を行った。</p> <p>また、男女労働者間に事実上生じている格差解消のための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）の普及促進を図っている。</p>
		<p>職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策（219,133 千円）（厚生労働省）</p>	<p>男女雇用機会均等法及び指針の内容に沿って職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策が講じられるよう、法の周知徹底を図るとともに、防止対策の実施についての行政指導を行った。また、セクシュアルハラスメントカウンセラーを活用し、相談に適切に対応した。</p>
		<p>働く女性の能力発揮支援事業（555,325 千円）（厚生労働省）</p>	<p>働く上で男性に比べて困難な状況に直面することが少ない女性の能力発揮を支援するため、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報の提供等の諸事業を「女性と仕事の未来館」において実施した。</p>

	<p>キャリア教育の推進に関する総合的調査研究 (13,829 千円) (文部科学省)</p>	<p>キャリア教育実践モデル地域指定事業などの研究成果等を踏まえ、各学校におけるキャリア教育の推進方策について、総合的な調査研究を行った。</p>
	<p>キャリア教育実践モデル地域の指定 (20,789 千円) (文部科学省)</p>	<p>キャリア教育の在り方について、中・高等学校一貫した指導内容・指導方法等の開発やキャリア・アドバイザー等地域人材の活用等に関する実践的な調査研究を行った。</p>
	<p>全国フォーラムの開催 (548 千円) (文部科学省)</p>	<p>インターンシップの推進を図るため、進路指導担当指導主事等を対象として、インターンシップに係る研究協議や情報交換を行った。</p>
<p>農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。</p>	<p>農業・農村男女共同参画チャレンジ支援事業 (244,279 千円) (農林水産省)</p>	<p>農山漁村の女性の経営参画や社会参画へのチャレンジを支援するため、地域の方針決定の場である農業委員や農協役員等への女性の参画目標の策定やその達成に向けた普及啓発活動、女性のライフステージに合わせた研修等を実施した。 4 6 都道府県及び9 8 市町村等で実施。</p>
<p>性犯罪，売春婦，家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて，厳正な取締りのもとより，被害女性の人権を守る観点から，事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど，必要な体制を整備するとともに，事情聴取，相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。</p>	<p>性犯罪被害者対策 (13,434 千円) (警察庁)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 性犯罪捜査指導官の設置 性犯罪捜査の指揮・指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」をすべての都道府県警察に設置している。 2 性犯罪捜査指導係の設置 性犯罪捜査指導官の下でその補佐等に当たる「性犯罪捜査指導係」をすべての都道府県警察に設置し，女性警察官約110名を含む約290名を同係に配置している。 3 女性警察官等の性犯罪指定捜査員等の指定 性犯罪が発生したときに，被害者の事情聴取等の捜査活動等に従事する性犯罪捜査員等をすべての都道府

			<p>県警察で約4,600名を指定している。</p> <p>4 性犯罪相談窓口の効果的運用 性犯罪の被害の届出や相談が行いやすいよう、すべての警察本部に設置されている「性犯罪被害110番」等性犯罪相談窓口の効果的運用に努めている。</p> <p>5 関係機関との連携 性犯罪被害認知時の迅速かつ適切な被害者の診断、治療及び証拠採取のほか、女性医師による診断、治療等被害者のニーズに的確に対応し、性犯罪捜査過程における被害者の精神的負担を極力軽減するため、産婦人科医師会等とのネットワーク等をすべての都道府県で構築している。</p> <p>6 女性警察官を対象とした研修等の実施 性犯罪捜査に従事する捜査員等に対して、被害者の精神的負担の軽減を図りつつ性犯罪捜査を適切に推進するための研修や専科教養等を行っている。</p> <p>7 「被害者の手引」の作成・配布 性犯罪被害者を始めとする被害者にとって有益な情報を盛り込んだパンフレット「被害者の手引」を作成・配布し、被害の回復・軽減に努めている。</p> <p>8 性犯罪捜査証拠採取セットの整備 性犯罪被害者の精神的負担軽減を図るため、証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を預かる際の着替えからなる性犯罪捜査証拠採取セットの整備を推進している。</p>
		<p>ストーカー対策の推進 (警察庁)</p>	<p>被害者の意思を踏まえ、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づいて、警告、禁止命令等、援助などの行政措置を講じることにより、ストーカー事案の被害拡大防止を図っているほか、同法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙措置をとっている。</p>
		<p>配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進 (警察庁)</p>	<p>配偶者からの暴力については、刑事事件として立件できる場合は厳正に対処し、立件できない場合についても、事案に応じて防犯指導等による適切な自衛・対応策の教</p>

		<p>示など、被害者への支援を行っている。</p> <p>また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき裁判所が保護命令を発したときは、保護命令に係る情報を関係する職員に周知し、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じて必要な措置を講じるとともに、保護命令違反を認めたとときは、厳正かつ適切に対処している。</p>
	警察職員に対する人権教育の推進 (再掲) (警察庁)	<p>警察本部等におけるストーカー及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象として、警察庁において、女性の人権問題に対する適切な対応要領等に関する教育を行った。</p> <p>ストーカー・配偶者暴力対策実務担当者専科(29名)</p>
外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。	入国審査官，入国警備官等に対する各種研修における人権教育の充実 (再掲) (法務省)	<p>外国人の人権に配慮した入管行政を遂行するため、各種職員研修の場を通じて人権教育を充実させ、入国審査官及び入国警備官等の人権意識をかん養している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国警備官初任科研修 43名 ・入国管理局関係職員初等科研修 28名 ・入国管理局関係職員中等科(入国警備官)研修 65名 ・入国管理局関係職員中等科(入国審査官・法務事務官)研修 64名 ・入国管理局関係職員高等科研修 40名 ・人権教育・カウンセリング研修 48名
家庭，学校，地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また，女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。	人権教育総合推進事業 (再掲) (文部科学省)	<p>すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。</p> <p>1 人権教育調査研究指導(国が実施)</p> <p>ア 全国人権教育担当者研究協議会：和歌山県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例発表テーマ

	<p>人権に関する指導者の養成・確保 学習意欲を喚起する学習機会の提供 現代的課題と人権教育の推進 人権教育の推進に係る啓発資料等の工夫</p> <p>イ 調査研究の委嘱（都道府県への委嘱） 2 人権教育促進事業（都道府県・指定都市への補助） ア 人権教育指導研修事業 ・指導者研修会の実施，学習教材等の作成・配布 イ 人権教育推進市町村事業 ・研究集会，講演会，巡回講座，学習講座，住民の参加交流事業等の実施</p>
<p>独立行政法人国立女性教育会館におけるセミナー等の開催 （再掲） （文部科学省）</p>	<p>独立行政法人国立女性教育会館は，男女共同参画社会の形成の促進に資するため，女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修，女性教育等に関する専門的な調査及び研究等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業 ・交流事業 ・調査研究事業 ・情報事業
<p>男女の家庭・地域生活充実支援事業 （30,134千円） （文部科学省）</p>	<p>男女が共に自立し，多様な働き方，生き方を実現するとともに，対等なパートナーとして，少子高齢化や男女共同参画の問題に柔軟に対応できるよう，男性の家庭・地域生活の両立支援及び女性の社会参画支援のための学習事業を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会の設置 2 男女の家庭・地域生活充実支援事業の委託 ・委託数：10件
<p>教育課程説明会 （70,331千円） （文部科学省）</p>	<p>指導的立場にある教職員に対し，学習指導要領の趣旨の徹底を図った。</p>
<p>幼稚園教育課程理解の推</p>	<p>幼稚園教育要領の趣旨や幼児期にふさわしい道徳性，</p>

		進 (51,734千円) (文部科学省)	自然体験・社会体験などの内容面の重要性について一層の理解の推進を図るため、指導的立場にある教職員等を対象とした研究協議会を開催した。
	我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金(UNIFEM)内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。	女性関係基金への拠出 (99,357千円) (外務省)	UNIFEMを通じ、開発途上国政府やNGO等の要請に基づき女性のエンパワーメントのためのプロジェクトに対し援助を行っている。平成15年度には、女性関係基金に対し計99,357千円の拠出を行った。
	女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。	人権擁護委員制度の運営経費(再掲) 人権擁護委員実費弁償経費(再掲) 人権侵犯事件調査等活動経費(再掲) 人権啓発活動実施経費(再掲) 男女共同参画に関する苦情処理対策経費 (13,293千円) (法務省)	1 第55回人権週間(平成15年12月)において、「女性の地位を高めよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。 2 女性等に対する人権侵害の発生を防止するため、都道府県及び政令指定都市に対し啓発活動事業を委託した。 3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。 4 法務局・地方法務局に女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置している。 5 人権擁護委員に対し、男女共同参画問題研修を実施した。
(2) 子ども	基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相	青少年育成施策の総合的な推進 (内閣府) 青少年の非行防止及び健全育成に関する活動等 (404,647千円) (内閣府)	政府としての基本理念と中長期的な施策の方向性を示す青少年育成施策大綱を平成15年12月に策定した。 次代を担う青少年を健やかに育成すべく青少年の健全育成及び非行防止活動を総合的に推進する。 1 青少年育成国民運動の推進 昭和40年9月の中央青少年問題協議会の意見具申

互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し学習機会を充実させる。

いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にされた個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。

事項 について
人権教育総合推進事業
(再掲)
(文部科学省)

豊かな体験活動推進事業
(381,030千円)

を契機として、青少年の健全育成の重要性について国民一人一人の認識を深めてもらうべく、中央における運動の推進主体である(社)青少年育成国民会議と一体となって、11月の「全国青少年健全育成強調月間」を中心に広報啓発活動や全国青年インターネットシンポジウムの開催など各種の取組を積極的に行っている。

2 青少年の非行防止対策

7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」を中心とした広報啓発活動の実施、少年補導センターへの助成等の取組を総合的に推進し、青少年の非行防止に取り組んでいる。

すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。

1 人権教育調査研究指導(国が実施)

ア 全国人権教育担当者研究協議会：和歌山県

・事例発表テーマ

人権に関する指導者の養成・確保
学習意欲を喚起する学習機会の提供
現代的課題と人権教育の推進

人権教育の推進に係る啓発資料等の工夫

イ 調査研究の委嘱(都道府県への委嘱)

2 人権教育促進事業(都道府県・指定都市への補助)

ア 人権教育指導研修事業

・指導者研修会の実施、学習教材等の作成・配布

イ 人権教育推進市町村事業

・研究集会、講演会、巡回講座、学習講座、住民の参加交流事業等の実施

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、推進校を指定して他校のモデルとなる事業を行い、成果を全国

いじめ問題，虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに，児童の権利に関する啓発活動を推進する。

(文部科学省)	に普及する事業を実施した。
事項 について スクールカウンセラー活用事業補助 (3,993,662 千円) (文部科学省)	各都道府県・指定都市において，スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究を行うために必要な経費の補助を実施した。 7,000校
事項 について サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業 (88,695 千円) (文部科学省)	モデル地域を指定し，学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームの組織化など，地域における支援システムづくりを行った。
スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業 (850,643 千円) (文部科学省)	不登校児童生徒の早期発見，早期対応をはじめ，より一層きめ細やかな支援を行うため，不登校対策に関する中核的機能を充実し，学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみのサポートシステムを整備する取組を実施した。
事項 について 生徒指導総合連携推進事業 (52,491 千円) (文部科学省)	市町村等を単位とした，生徒指導総合連携推進地域を指定し，家庭，学校，地域住民，関係機関等が一体となって，児童生徒の問題行動等の予防や解決と健全育成に向け，地域のネットワークづくりを踏まえた実践的な取組を行った。
「心の教室相談員」活用調査研究 (1,080,000 千円) (文部科学省)	中学生が悩み等を気軽に話せ，ストレスを和らげることができ，心のゆとりを持てるような環境を提供するため，青少年団体指導者や教職員経験者など地域の人材を公立中学校に「心の教室相談員」として配置し，その活用と効果に関する調査研究を実施した。 ・約3,600校
事項 について 子どもの「心の教育」全	心豊かでたくましく生きることができる青少年をはぐくんでいく社会環境を整備するため，青少年団体をはじ

<p>国アクションプラン (54,942千円) (文部科学省)</p>	<p>めとした社会教育関係団体等が実施する、「心の教育」に関する普及啓発活動等の取組を推進した。 ・委託事業：8団体で9事業を実施</p>
<p>事項 について 子どもセンターの全国展開 (311,119千円) (文部科学省)</p>	<p>子どもとその親に、学校外の様々な自然体験やボランティア活動などの体験活動の参加を促すとともに、それらの活動についての情報をタイムリーに提供する事業を実施した。</p>
<p>事項 について 子どもの人権問題対策経費 (51,582千円) 人権擁護委員制度の運営経費(再掲) 人権擁護委員実費弁償経費(再掲) 人権侵犯事件調査等活動経費(再掲) 人権啓発活動実施経費(再掲) (法務省)</p>	<p>1 第55回人権週間(平成15年12月)において「子どもの人権を守ろう」を強調事項に掲げ全国各地で様々な啓発活動を実施した。 2 下記のとおりパンフレット等を作成し、全国に配布した。 ・「第23回全国中学生人権作文コンテスト入賞作品集」 200,000部 3 中学生に、作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的とした「第23回全国中学生人権作文コンテスト」を実施した。 ・応募校5,867校,736,760編 4 政府広報等を利用した啓発活動を以下のとおり実施した。 ・平成15年12月,TBS ラジオ「グッドモーニングジャパン」で第23回中学生人権作文コンテストの中から入賞作品を紹介・放送した。 ・平成16年2月,朝日ニュースター「政策対談 明日への架け橋」で,子どもの権利擁護をテーマとして全国放送した。 5 主に小学生を対象に,花の栽培を通じて,児童の情操をより豊かにし,児童に優しい思いやりの心を体得させることを目的とした「人権の花運動」を実施した。 ・小学校2,306校・児童数377,810名,幼稚園,保育所,中学校等132団体16,113名が参加)</p>

	<p>6 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p> <p>7 小学生を対象にした「いじめ」に関する人権啓発ビデオ「プレゼント」を作成した。</p> <p>8 子ども等の人権を守るため、(財)人権教育啓発推進センター・都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p>
<p>事項 について 都市家庭在宅支援事業 (52,173千円) (厚生労働省)</p>	<p>都市部の家庭内での育児不安、虐待、非行等の諸問題に対応するため、民間施設の専門性を活用して、地域・家庭からの相談に応じ、家庭訪問等の在宅支援を実施。 ・都市部所在の児童福祉施設17か所実施</p>
<p>事項 について 育児等健康支援事業 (500,000千円) (厚生労働省)</p>	<p>虐待・いじめ等に早期に対応するため、小児科医等による相談事業、乳幼児健康診査時における育児不安等に関する相談事業、虐待の防止と早期発見を図るための児童虐待防止市町村ネットワーク事業等を実施。</p>
<p>事項 について 児童家庭支援センターの設置 (282,572千円) (厚生労働省)</p>	<p>地域の児童福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ助言、指導を行うとともに、児童相談所等との連絡調整を実施 ・46か所設置</p>
<p>事項 について 家庭支援体制緊急整備促進事業 (461,667千円) (厚生労働省)</p>	<p>1 ひきこもり等児童福祉対策事業(ふれあい心の友訪問援助事業、ひきこもり等児童宿泊等指導事業) ひきこもり等の児童について、教育分野との連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用し、同時に家庭環境・養護問題の調整、解決機能の強化を図ることを総合的に行う。</p> <p>2 児童虐待対応強化事業 児童相談所に、児童福祉司と協力して児童虐待に関する調査、関係機関との連絡調整を行う児童虐待対応協力員(児童福祉司等OB)を配置。</p> <p>3 協力体制整備事業</p>

			<p>児童虐待の早期発見，早期対応を図るため，児童相談所が，主任児童委員等へ虐待の専門的研修を実施し，研修終了者による地域連絡網を整備するとともに，パンフレット等による地域住民の啓発を実施。</p> <p>母子保健活動に従事した経験のある保健師，助産師資格を有する者等に対して，児童虐待に関する専門研修を行い，その受講者を登録して，市町村の相談事業等に活用。</p> <p>4 カウンセリング強化事業 児童虐待は保護者自身の被虐待体験や性格の偏向等が要因となり起きるものである。児童相談所が，家族の再統合を図るために，保護者に対してカウンセリングを効果的に実施することが必要であることから，精神科医の協力を得る体制を整備。</p> <p>5 児童虐待機関連携強化事業 児童相談所，福祉事務所，児童委員，保健所，市町村保健センター等が，虐待を受けた児童や家庭に対して協同で対応（発見，調査，援助）するための実践的マニュアルを自治体ごとに作成。</p>
	<p>事項 について 家庭訪問支援事業 (厚生労働省)</p>		<p>児童の養育に不安や悩みを抱える家庭に対し，支援員を派遣して適切な育児相談，支援等を行った。</p>
	<p>事項 について 里親支援事業 (338,211千円) (厚生労働省)</p>		<p>里親に対して研修の実施や児童相談所等に里親対応職員（非常勤）を配置し，委託児童の養育や里親自身に関する相談を実施，また，里親の養育負担を軽減するため，児童相談所において，研修の上，登録された者を，里親からの援助の求めに応じて派遣し，さらに相互の交流により里親自身の養育技術の向上等を図った。</p>
	<p>事項 について 児童養護施設等における 被虐待児童等に対する心理療法担当職員を配置</p>		<p>児童養護施設等に入所した心的外傷を持つ被虐待児童等に対して，心の傷を癒すための心理療法を実施する職員を配置。</p>

	<p>犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。</p> <p>児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。</p>	<p>(503,253 千円) (厚生労働省)</p> <p>事項 について 児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置 (1,693,178 千円) (厚生労働省)</p> <p>事項 について 児童虐待防止対策協議会の開催 (厚生労働省他)</p> <p>事項 について 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害少年に対する支援活動 (警察庁)</p>	<p>虐待を受けている児童の施設入所の増加に対応するため、児童への個別面接や生活場面での個別対応などを行う被虐待児個別対応職員を配置。</p> <p>児童虐待防止に関係する省庁及び関係団体等が一堂に会し、児童虐待に関する通報・情報提供の促進と関係団体の連携強化など、総合的な取り組みを進めるために開催。</p> <p>1 支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援体制の充実強化を図るため、全国の都道府県警察に少年サポートセンターを設置して少年補導職員や少年相談専門職員等の配置を進めている。 ・ 全国の都道府県警察に被害少年対策を担当する係を設置して推進体制を整備している。 <p>2 相談しやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の都道府県警察に少年相談の専用窓口を設置し、窓口の周知を図るため各種機会を利用して積極的に広報を推進している。 ・ 少年相談電話のフリーダイヤル化、FAX化、24時間運用や電子メールでの受付を進めているほか、被害相談のための専用電話を設置し、電話番号等の広報を積極的に推進している。 <p>3 継続的支援活動の推進</p> <p>少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進するため、部外専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱して助言指導を受けたり、地域のボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱するモデル事業を行っている。 (被害少年カウンセリングアドバイザー140名、被</p>
--	--	---	---

			<p>害少年サポーター 772 名)</p> <p>4 関係機関・団体との連携の強化 児童相談所，学校等関係機関・団体とのネットワークを構築して連携を強化している。</p>
	<p>事項 について 少年の福祉を害する犯罪の取締り (警察庁)</p>		<p>児童福祉法違反，青少年保護育成条例違反等の少年の福祉を害する犯罪の取締りの推進 (平成 15 年中の送致人員：6, 019 人)</p>
	<p>事項 について 児童買春，児童ポルノ問題への積極的対応 (警察庁)</p>		<p>1 児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の適正な運用。 平成 11 年 11 月から施行された「児童買春・児童ポルノ法」に基づき，積極的な取締り及び児童の保護等を推進している。</p> <p>2 被害を受けた少年の救出・保護 保護者，児童相談所等関係機関と連携しつつ被害児童の救出・保護に努めている。</p> <p>3 被害少年に対する支援活動(再掲)</p> <p>4 児童ポルノ自動検索システム(通称 CPASS)の運用開始 平成 14 年 9 月から児童ポルノ自動検索システムの運用を開始し，インターネット上の児童ポルノ事件の取締りを強化している。</p> <p>5 CSEC 東南アジアセミナーの開催 平成 15 年 11 月に東南アジアにおける児童買春問題等に取り組んでいる警察職員等からその取組状況を聴取し，国外における児童買春・児童ポルノ事件捜査及び児童の保護に必要な知識を身につけるためのシンポジウムを開催した。</p>
	<p>事項 について 出会い系サイトに係る犯罪被害防止対策 (警察庁)</p>		<p>1 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の制定及び適正な運用 平成 15 年 9 月から施行された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に</p>

			<p>関する法律」(平成15年法律第83号)に基づき、児童等を性交等の相手方となるように誘引する行為等の積極的な取締り及び児童による利用の防止等を推進している。</p> <p>2 各種広報啓発活動の推進 被害防止教室及び教育関係者・プロバイダ等業者を交えた会議の開催、リーフレットの配付等、児童の犯罪被害防止のための広報啓発活動を推進している。</p> <p>3 関係機関、関係業界等に対する被害防止のための指導の要請 教育機関、PTA、電話会社等と被害防止対策会議を開催するなど相互の連携を図るとともに、プロバイダ、サイト開設者に対し、児童の被害防止のための措置を要請した。</p> <p>4 フィルタリングシステムの導入促進 フィルタリングシステム導入の必要性についての広報啓発用リーフレットを作成し、あらゆる機会を通じて配付している。</p>
		<p>事項 について 児童の商業的性的搾取防止のための国際的取組への貢献 (外務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年1月にジュネーブにて開催された、児童の権利条約に関する我が国の第二回政府報告審査に各省庁よりの代表団を出席せしめ、審査の場における議論に積極的かつ誠実に対応するとともに、審査後のフォローアップ及び国内における関連文書の広報等に努めている。 我が国は、平成16年4月に児童の権利に関する条約の批准から10周年を迎えることを記念し、同年3月29日(同条約批准に関する国会承認日と同一)、国際連合児童基金(ユニセフ)との共催により、東京(国連大学)において「児童の権利に関する条約批准10周年シンポジウム」を開催した。 我が国の児童の権利条約第二回政府報告に対する児童の権利委員会の最終見解においては、児童の権利条約に関する啓発等に関しても勧告がなされた。政府としては、本勧告を真摯に受け止め、さらなる改善を図

			<p>るよう努めていく所存。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年2月に策定した、児童の商業的性的搾取の予防やこうした行為の取り締まり、被害児童の回復のための取組等を定めた「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画」の実施につき適宜フォローアップを行っている。 UNICEF（国連児童基金）への拠出（平成15年度2,964,600千円）を通じ、児童の権利の促進と福祉の向上のための事業の実施を支援している。 平成13年2月、外務省及び（財）日本ユニセフ協会共催により、「児童の商業的性的搾取に関するシンポジウム：第2回世界会議に向けて」を京都で開催した。 日本政府は平成14年5月、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約選択議定書」に署名を行った。
	<p>子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。</p>	<p>子どもの人権問題対策経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲）（法務省）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 第55回人権週間（平成15年12月）において「子どもの人権を守ろう」を強調事項に掲げ全国各地で様々な啓発活動を実施した。 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。 子ども等の人権を守るため、（財）人権教育啓発推進センター・都道府県及び政令指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。 法務局・地方法務局に子どもの人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」を設置している。
	<p>保育所保育指針における「人権を大切にすることを育てる」た</p>	<p>「人権を大切にすることを育てる」保育の推進</p>	<p>保育所保育指針の目標に掲げる「人権を大切にすることを育てる」保育をさらに推進する通知を发出し、指導し</p>

	め、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。	(厚生労働省)	ている。「人権を大切に作る心を育てる」保育について：平成9年4月1日・児保第10号)
(3) 高齢者	高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。	高齢者問題に関する啓発活動等 (21,960千円) (内閣府)	<p>1 「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」の開催 人口の高齢化が進行していく中で、国民一人一人が高齢化の影響や高齢者問題を自らの問題として認識し、その対応を考え、自らの役割を果たしていくための国民的合意づくりを目的として開催。 ・エイジレス・ライフ実践者紹介、講演、啓発作品紹介等</p> <p>2 社会参加促進普及・啓発事業 21世紀の本格的な高齢社会を心豊かなものとしていくためには、高齢者が社会から疎外されることなく、主体的に社会とのかかわりを持つことが重要であることから、積極的に社会参加活動を行っている事例を広く紹介。また、高齢者の社会参加活動を促進する上で、民間団体等の果たす役割はますます大きくなっていることから、高齢者関連団体に関する基礎情報を収集。 ・社会参加活動事例紹介、啓発事業 ・高齢者関連団体活動状況調</p> <p>3 高齢社会セミナー 来るべき本格的な高齢社会への社会全体の取組が求められている状況を踏まえ、高齢者団体、企業、自治体等、多くの関係者の参加による高齢社会のシステムづくり等に関するセミナーを開催。 ・有識者による特別講演を実施 ・分科会の開催等</p>
	学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。	教育課程説明会(再掲) (文部科学省) 幼稚園教育課程理解の推進(再掲)	<p>指導的立場にある教職員に対し、学習指導要領の趣旨の徹底を図った。</p> <p>幼稚園教育要領の趣旨や幼児期にふさわしい道徳性、自然体験・社会体験などの内容面の重要性について一層</p>

	(文部科学省)	の理解の推進を図るため、指導的立場にある教職員等を対象とした研究協議会を開催した。
<p>高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。</p> <p>高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。</p>	<p>事項 について 高齢者の社会参加促進に関する特別調査研究 (8,262 千円) (文部科学省)</p>	<p>全国高齢者社会参加フォーラムを開催し、我が国の高齢社会における高齢者の社会参加活動を促進するうえでの様々な課題及び世代間の相互理解について研究協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加促進に関する特別調査研究(国が実施) ・全国高齢者社会参加フォーラムを平成15年11月に沖縄県で開催
<p>「老人の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。</p>	<p>百歳長寿者に対する祝状及び記念品の贈呈 (厚生労働省)</p> <p>老人の日・老人週間 (厚生労働省)</p>	<p>老人の日の記念行事として、平成15年度百歳到達者に対し、内閣総理大臣より祝状及び記念品を贈呈した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度は、10,740名が該当 <p>平成15年9月15日(老人の日)から21日までの7日間を「老人の日・老人週間」と定め、国民一人一人が高齢者問題を身近なこととして理解するよう運動を行った。</p> <p>平成15年8月4日、厚生労働省老健局長名にて各都道府県知事・指定都市市長・中核市長あて文書を出し、周知を図った。</p>
<p>高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。</p>	<p>都市・農山漁村いきいきシニア活動促進事業 (106,444 千円) (農林水産省)</p>	<p>高齢者活動の啓発・普及や高齢者による地場農産物の生産・加工・直売活動への支援等を行うとともに、中山間地域における高齢者活動支援体制の整備等を37都道府県75地区で実施した。</p>
<p>高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことが</p>	<p>募集・採用時の年齢制限撤廃推進費 (577,452 千円)</p>	<p>年齢不問求人割合を、平成17年度に30%とする目標を設定 平成15年1月に、募集・採用における求人年齢制限</p>

	<p>できる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。</p>	<p>(厚生労働省)</p>	<p>の緩和の徹底に向けて、公共職業安定所で受理した求人のうち、年齢不問求人の割合を、平成17年度までに30%とする目標を設定した。</p>
	<p>虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。</p>	<p>人権擁護委員制度の運営経費(再掲) 人権擁護委員実費弁償経費(再掲) 人権侵犯事件調査等活動経費(再掲) 人権啓発活動実施経費(再掲) (法務省)</p>	<p>1 第55回人権週間(平成15年12月)において、「高齢者を大切に育てよう」を強調事項に掲げ全国各地で様々な啓発活動を実施した。 2 高齢者等に対する人権侵害の発生を防止するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。 3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
<p>(4) 障害者</p>	<p>障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する(障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。</p>	<p>障害者施策推進(75,804千円)(内閣府) 「障害者の日・記念の集い」の開催 心の輪を広げる障害者理解促進事業の実施 障害者週間におけるポスター展の開催</p>	<p>平成15年12月9日に、障害者団体や関係行政機関等約550名を招待して「障害者の日・記念の集い」を、東京・有楽町朝日ホールで開催。 平成15年12月9日の「障害者の日・記念の集い」に、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、心の輪を広げる体験作文・障害者の日のポスター内閣総理大臣表彰を実施。 障害者週間中、梅田スカイビル(大阪市北区)及び営団地下鉄日比谷線銀座駅コンコース(東京都中央区)において「障害のある人々を理解するためのポスター展」を開催。</p>

		<p>年次報告書(障害者白書)の作成</p> <p>障害者に対する差別解消のための啓発活動経費(6,882千円)</p> <p>人権擁護委員制度の運営経費(再掲)</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費(再掲)</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費(再掲)</p> <p>人権啓発活動実施経費(再掲)(法務省)</p>	<p>平成15年6月に平成14年度を中心に障害者のために講じた施策についての年次報告書(障害者白書)を刊行。</p> <p>1 第55回人権週間(平成15年12月)において、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 障害のある人の「完全参加と平等」を実現し、障害に対する偏見や差別を解消する等のため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び政令指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p>
	<p>障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。</p>	<p>障害のある子どもに対する理解認識の推進(44,779千円)(文部科学省)</p> <p>・就学啓発事業委嘱</p>	<p>障害のある子どもの教育について、学校関係者及び保護者等の理解と認識を深めるため次の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学啓発冊子の作成配布 (「お子さんに合った教育の場を求めて」作成部数2万部) ・就学啓発推進会議開催
		<p>障害のある児童生徒の交流活動事業</p>	<p>障害のある子どもたちが、小・中学校等の通常の学級の子どもたちや地域の人々と活動を共にする交流教育は</p>

	(5,520千円) (文部科学省)	全ての子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むとともに、地域の人々にとっても障害のある子どもたちに対する正しい理解や認識が深まるなど、極めて有意義であることから、盲・聾・養護学校の児童生徒が地域の同世代の子どもや人々と交流し、様々な活動を通して自立や社会参加を促進するため交流教育ハンドブックを作成し、都道府県・指定都市の教育委員会及び教育センター等に配布した。
精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。	精神保健指定医研修会 (181千円) (厚生労働省)	精神科医療においては、患者本人の意思に関わらない入院医療や一定の行動制限を行うことが少なくないため、これらの業務を行う医師は、患者の人権に十分配慮した医療を行うに必要な資質を備えている必要がある。 そのため、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者として一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を修了した医師の中から、厚生労働大臣が「精神保健指定医」として指定している。 ・15年度研修実績(新規研修:2回開催,更新研修:8回開催)
	精神保健福祉相談員の任命に係る厚生労働大臣の指定する資格取得講習会 (厚生労働省)	精神保健福祉相談員は、都道府県知事(指定都市の市長,保健所設置市の市長,特別区の区長)が、その職員の中から任命するものであるが、その任用資格のうちの一つである「厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健婦であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの」に係る講習会の厚生労働大臣指定を行っている。 ・15年度(2都道府県・指定都市)
	心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会の開催 (厚生労働省)	精神疾患や精神障害者に対する正しい理解を促すため、平成16年3月に「「こころのバリアフリー宣言」～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～」を策定。
障害者の社会参加と職業的自	障害者雇用促進運動の実	

立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。

施等
 (212,625 千円)
 (厚生労働省)
 ・障害者雇用促進月間の設定

障害者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者の雇用問題に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を深めることを目的に、日本障害者雇用促進協会（現行・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構）において、9月を障害者雇用促進月間と定め、啓発活動を行った。また、障害者雇用促進月間中、優良事業所の表彰等の開催、就職面接会の実施等の障害者雇用促進運動を展開した。

・全国障害者雇用促進大会

日本障害者雇用促進協会において障害者雇用促進月間中、全国の事業主、働く障害者、関係団体等が参加し、表彰式や働く障害者総合しごと展等の行事を実施した。（平成14年9月11日）

・国際アビリンピック

障害者の職業的自立の意識を喚起するとともに事業主及び社会一般に障害者の職業能力について理解と認識を求めること等を目的に、平成15年11月23日から7日間、インド共和国のニューデリーにおいて第6回国際アビリンピックが開催され、日本からも選手団が派遣された。

事業主等に対する意識啓発等
 (414,029 千円)
 (厚生労働省)
 ・障害者求人開拓推進員の配置

障害者求人開拓推進員を配置し、事業主に対する障害者の雇用の維持・確保のための協力依頼、障害者に係る積極的な新規求人の開拓を実施した。

障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに

障害者に対する差別解消のための啓発活動経費
 (再掲)

1 第55回人権週間（平成15年12月）において、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。
 2 障害のある人の「完全参加と平等」を実現し、障害

	<p>に、人権相談体制を充実させる。</p>	<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲）（法務省）</p>	<p>に対する偏見や差別を解消する等のため、（財）人権教育啓発推進センター、都道府県及び政令指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p> <p>4 ポスターを作成し、全国に配布するなどした。 「障害者の人権啓発ポスター」 30,000部</p>
<p>（５）同和問題</p>	<p>同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成８年（１９９６年）７月２６日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。</p> <p>ア 人権問題啓発推進事業</p>	<p>人権問題啓発推進事業（農林水産省）</p>	<p>都道府県及び農林漁業関係機関が同和問題を含めた広範な人権教育・人権啓発活動を実施することにより地域農林漁業の円滑な推進に資するために次の事業を実施した。</p> <p>1 都道府県人権問題啓発推進事業 農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に、人権問題に関する啓発を行うため会議を開催するとともに、啓発資料の作成・配布を行った。</p>

		<p>(全国36道府県で実施)</p> <p>2 全国農林漁業団体人権問題啓発推進事業 全国段階の農林漁業関係団体の職員を対象に、人権問題に関する啓発を行うための会議を開催するとともに、人権問題に関するポスター、パンフレット等の啓発資料を作成し職員に配布した。 (農林漁業関係4団体で実施)</p>
イ 小規模事業者等啓発事業	人権啓発支援事業 (経済産業省)	<p>産業界・経済界向けに、企業活動における様々な人権問題に関する講演会やシンポジウムを全国で開催し、経済界の役職員等の人権意識の涵養を図った(開催回数:68回,総参加人数:約9,200人)。 また、人権啓発の参考となるべき「企業経営者向け」、「従業員向け」、「人権啓発担当者向け」等のパンフレットを作成し、都道府県、民間経済団体等関係団体に配布を行った。</p>
ウ 雇用主に対する指導・啓発事業	雇用主に対する指導・啓発事業 (厚生労働省)	<p>雇用主に対し、人権に配慮した公正な採用選考システムの確立が図られるよう、以下の事業を実施</p> <p>1 採用選考に関する業界団体への文書による要請 ・各経済・業種別103団体</p> <p>2 ポスター、カレンダー等各種啓発資料を作成し、事業所に配布。</p> <p>3 新聞広報等各種広報媒体を通じた啓発活動 (中学、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考時毎に実施)</p> <p>4 公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催(全国で707回)</p> <p>5 企業トップクラス研修会の開催(全国で470回)</p>
エ 教育総合推進地域事業	人権教育総合推進地域 (再掲) (文部科学省)	<p>教育上特別の配慮を必要とすると認められる地域において、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を推進するという観点から、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を推進した。 ・60地域</p>

オ 人権教育研究指定校事業	人権教育研究指定校 (再掲) (文部科学省)	人権意識を培うための教育の在り方について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図った。 114校
	人権教育資料作成配布等 (再掲) (文部科学省)	人権教育に関する資料や研究成果を集録した人権教育資料を作成した。
	人権教育の指導方法等に関する調査研究(再掲) (文部科学省)	人権教育に関する事業等の実践・成果を踏まえ、学校における人権教育に関する指導方法の在り方等について調査・研究等を行った。
カ 人権教育総合推進事業	人権教育総合推進事業 (再掲) (文部科学省)	<p>すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人々の人種問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。</p> <p>1 人権教育調査研究指導(国が実施)</p> <p>ア 全国人権教育担当者研究協議会：和歌山県 ・事例発表テーマ 人権に関する指導者の養成・確保 学習意欲を喚起する学習機会の提供 現代的課題と人権教育の推進 人権教育の推進に係る啓発資料等の工夫</p> <p>イ 調査研究の委嘱(都道府県への委嘱)</p> <p>2 人権教育促進事業(都道府県・指定都市への補助)</p> <p>ア 人権教育指導研修事業 ・指導者研究会の実施、学習教材等の作成・配布</p> <p>イ 人権教育推進市町村事業 ・研究集会、講演会、巡回講座、学習講座、住民の参加交流事業等の実施</p>
キ 人権思想の普及高揚事業	人権侵犯事件調査等活動	1 第55回人権週間(平成15年12月)において、

		<p>経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲）（法務省）</p>	<p>「部落差別をなくそう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p> <p>3 同和問題を始めとする各種人権問題を解決するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p>
	<p>隣保館において、地域改善対策協議会意見具申(平成8年(1996年)5月17日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。</p>	<p>隣保館運営事業(5,992,202千円)(厚生労働省)</p>	<p>1 給与費</p> <p>(1)館長分 1,021館</p> <p>(2)指導職員分 765人</p> <p>2 運営事務費</p> <p>(1)現行分 1,021館</p> <p>(2)周辺地域巡回事業 1,021館</p> <p>3 隣保館デイサービス事業 80館</p> <p>4 隣保館機能強化事業費 1,021館</p> <p>5 地域交流促進事業費 511館</p> <p>6 継続的相談援助事業費 1,011館</p> <p>7 広域隣保活動事業費 90か所</p>
	<p>今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに教育の中立性を確保する。</p>	<p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲）（法務省）</p>	<p>1 えせ同和行為排除啓発講演会を全国各地で実施した。</p> <p>2 平成15年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査を実施した。</p> <p>3 平成15年7月の政府広報オンラインにおいて、「えせ同和行為」をテーマとした記事を掲載した。</p> <p>4 同和問題を始めとする各種人権問題を解決するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p>
(6) アイヌの人々	<p>平成8年(1996年)4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する</p>	<p>アイヌ文化の振興、普及啓発等(355,660千円)(国土交通省、文部科学省)</p>	<p>アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法法人であって、同法に規定する業務を行うものとして、平成9年(1997年)11月に指定した「(財)アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う、次の事業に対して助成等を行った。</p>

<p>る知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という）が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌに関する研究等の助成 2 アイヌ語の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ語教育の充実 ・ アイヌ語の普及 3 アイヌ文化の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ文化の復元，再生，伝承 ・ アイヌ文化の普及 ・ 国内外との交流の促進 ・ 優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰 4 アイヌの伝統等に関する普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌに関する情報の提供 								
<p>学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は，社会科等において取り上げられており，今後とも引き続き，基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。</p>	<p>教育課程説明会 （再掲） （文部科学省）</p>	<p>指導的立場にある教職員に対し，学習指導要領の趣旨の徹底を図った。</p>								
<p>各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について，取組に配慮する。</p>	<p>各大学におけるアイヌに関する教育研究の実施 （文部科学省）</p>	<p>大学におけるアイヌに関する教育については，例えば「アイヌ文化」，「アイヌの言語と文化」など，アイヌ語，アイヌ文化等に関する授業科目が開設されている大学も見られる。 アイヌに関する研究については，アイヌの言語や歴史などの分野について研究を行っている大学もある。</p>								
<p>生活館において，アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。</p>	<p>生活館運営事業 （162,794 千円） （厚生労働省）</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 生活館運営費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（1）運営事務費</td> <td>180 館</td> </tr> <tr> <td>（2）生活館活動推進事業費</td> <td>18 市町村</td> </tr> <tr> <td>2 生活指導職員費</td> <td>18 人</td> </tr> </table>	1 生活館運営費		（1）運営事務費	180 館	（2）生活館活動推進事業費	18 市町村	2 生活指導職員費	18 人
1 生活館運営費										
（1）運営事務費	180 館									
（2）生活館活動推進事業費	18 市町村									
2 生活指導職員費	18 人									
<p>アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため，人権</p>	<p>アイヌ理解促進経費 （2,744 千円）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第55回人権週間（平成15年12月）において，「アイヌの人々に対する理解を深めよう」を強調事項 								

	<p>尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。</p>	<p>人権啓発地域活動経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲）（法務省）</p>	<p>に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p> <p>3 アイヌの人々等に対する人権侵害の発生を防止するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に対し、様々な啓発活動事業を委託した。</p>
(7) 外国人	<p>外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。</p>	<p>国際人権意識啓発・外国人人権擁護活動経費（40,233千円）</p> <p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲）（法務省）</p>	<p>1 東京、大阪、名古屋、広島、福岡、高松の各法務局及び神戸、松山地方法務局に通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設している。</p> <p>2 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
	<p>外国人に対する差別意識解消</p>	<p>国際人権意識啓発・外国</p>	<p>1 第55回人権週間（平成15年12月）において、</p>

<p>のための啓発活動を推進する。</p>	<p>人権擁護活動経費 (再掲)</p> <p>人権擁護委員制度の運営 経費(再掲)</p> <p>人権擁護委員実費弁償経 費(再掲)</p> <p>人権侵犯事件調査等活動 経費(再掲)</p> <p>人権啓発活動実施経費 (再掲) (法務省)</p>	<p>「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 外国人問題をはじめとする各種人権問題の解決のため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p>
<p>定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。</p>	<p>国際人権意識啓発・外国人 人権擁護活動経費 (再掲)</p> <p>人権擁護委員制度の運営 経費(再掲)</p> <p>人権擁護委員実費弁償経 費(再掲)</p> <p>人権侵犯事件調査等活動 経費(再掲)</p> <p>人権啓発活動実施経費 (再掲) (法務省)</p>	<p>1 第55回人権週間(平成15年12月)において、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 外国人問題をはじめとする各種人権問題の解決のため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 外国人であるという理由だけで役務の提供を拒否した事案について、法務省の人権擁護機関は、外国人への役務の提供を拒否している経営者等に対して個別の啓発を実施するとともに、人種差別撤廃条約に関するパンフレットを街頭で配布するなどの地域啓発を実施した。</p> <p>4 在日韓国・朝鮮人児童・生徒らに対する嫌がらせ等が相次いで発生したため、人権擁護機関では在日韓国・朝鮮人児童・生徒が多数利用する通学路等においてパンフレット・チラシ等の配布、ポスター掲示等の啓発活動を行うとともに、これらの活動を通じて、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対し、嫌がらせ等を受けたときには、法務省の人権擁護機関に相談するよう呼び</p>

		<p>事項 について 人権教育総合推進事業 (再掲) (文部科学省)</p>	<p>かけを行った。</p> <p>すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人々の人種問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権教育調査研究指導(国が実施) <ol style="list-style-type: none"> ア 全国人権教育担当者研究協議会：和歌山県 <ul style="list-style-type: none"> ・事例発表テーマ 人権に関する指導者の養成・確保 学習意欲を喚起する学習機会の提供 現代的課題と人権教育の推進 人権教育の推進に係る啓発資料等の工夫 イ 調査研究の委嘱(都道府県への委嘱) 2 人権教育促進事業(都道府県・指定都市への補助) <ol style="list-style-type: none"> ア 人権教育指導研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者研究会の実施、学習教材等の作成・配布 イ 人権教育推進市町村事業 <ul style="list-style-type: none"> ・研究集会、講演会、巡回講座、学習講座、住民の参加交流事業等の実施
<p>(8) HIV感染者等</p>	<p>HIV感染者 ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。</p>	<p>エイズに関する正しい知識の普及啓発 (2,039,061千円) (厚生労働省)</p>	<p>エイズに関する正しい知識の普及のため、以下の事業を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 エイズ予防ポスター作成 エイズ予防のためのポスターを作成し、全国の映画館、郵便局、都道府県等に配布、掲示した。 2 エイズ知識啓発普及事業 教育及び福祉関係従事者を対象に研修を実施した。 3 空港でのビデオ等による啓発 成田空港出国ロビーにおいてビデオディスプレイによるエイズ啓発ビデオを放映した。 4 「世界エイズデー」(毎年12月1日)キャンペーン事業 主に若年層を対象としてエイズ予防啓発を目的とし

		<p>たキャンペーンを開催した。</p> <p>5 保健所における青少年へのエイズ教育の実施 保健所のエイズ担当職員及びエイズの専門家が、管内の青少年にエイズに関する正しい知識を啓発普及するため、講習会等を実施した。</p> <p>6 啓発普及 一般向けパンフレット等の配布及び相談事業と外国人向けパンフレットの配布を行った。 上記1及び4については、「世界エイズデー」にあわせ重点的に実施した。</p>
	<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲） （法務省）</p>	<p>1 第55回人権週間（平成15年12月）において、「HIV感染者、ハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 HIV感染者等に対する偏見や差別を解消するため、（財）人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
イ	<p>学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。</p>	<p>エイズ教育（性教育）推進事業 （31,785千円） （文部科学省）</p> <p>エイズ教育教材等作成事業 （74,316千円） （文部科学省）</p>
		<p>1 39地域においてエイズ教育（性教育）推進地域事業を実施（平成15年度）</p> <p>2 世界エイズデーシンポジウムの開催（平成15年11月28日）</p> <p>3 独立行政法人教員研修センターにおいてエイズ教育研修会を開催</p> <p>1 小学生用ポスターの作成及び配布</p> <p>2 中学生用エイズ教育教材「エイズを正しく理解しよう！」の作成及び配布</p> <p>3 高校生用エイズ教育教材「AIDS正しい理解のため」</p>

			めに」の作成及び配布 4 コンピュータ情報ネットワークを活用したエイズ教育情報ネットワーク整備事業を実施
	ハンセン病 ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。	ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及事業(135,123千円)(厚生労働省) ・地域啓発の推進	各療養所自治会及びハンセン病資料館に「地域啓発推進員」を置き、療養所の特色を活かした啓発活動を展開した。 中学生向け及び一般向けにパンフレットを作成し、配布した。
		人権擁護委員制度の運営経費(再掲) 人権擁護委員実費弁償経費(再掲) 人権侵犯事件調査等活動経費(再掲) 人権啓発活動実施経費(再掲)(法務省)	1 第55回人権週間(平成15年12月)において、「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。 2 平成15年11月及び12月の政府広報オンラインにおいて、「ハンセン病」をテーマとした記事を掲載した。 3 ハンセン病患者、元患者等に対する偏見や差別を解消するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。 4 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。
(9) 刑を終えて出所した人	刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。	刑を終えて出所した人に対する差別意識解消のための啓発活動の推進 人権擁護委員制度の運営経費(再掲) 人権擁護委員実費弁償経費(再掲)	1 刑を終えて出所した人に対する差別意識解消のため、“社会を明るくする運動”の一環として、啓発活動を推進した。“社会を明るくする運動”とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動であり、第53回“社会を明るくする運動”では、地域住民の理解と参加を得て、全国47都道府県で広報用ポスターの掲出(372,846枚)、街頭広報活動の実施(7,938回)、ミニ集会、

		<p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲） （法務省）</p>	<p>住民集会の開催（16, 255回）を行ったほか、全国矯正展、プロ野球、Jリーグ公式戦等において場内アナウンス、電光掲示版、看板等により399, 974回のPR・広報活動を実施した。また広報映画1本を制作し、全国74の民放局で放映された。</p> <p>さらに、小中学生を対象とした作文コンテストでは101, 893点、一般標語募集では5, 356点の応募があった。なお、全国で本運動に参加した人員は約345万人であった。</p> <p>2 第55回人権週間（平成15年12月）において、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p>
(10) その他	犯罪被害者等	<p>パンフレットの作成・配布等 （12,589千円） （法務省）</p>	<p>1 「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国検察庁及び各都道府県警察等に置いて被害者等に配布した。</p> <p>2 法務省ホームページにおいて「犯罪被害者の方々へ」のコーナーを、検察庁ホームページにおいて「犯罪にあわれた方へ」のコーナーをそれぞれ設け、犯罪被害者保護のための制度等について紹介した。</p>
		<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲） （法務省）</p>	<p>1 第55回人権週間（平成15年12月）において、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 犯罪被害者とその家族への人権侵害を解消するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p> <p>4 人権啓発ビデオ「犯罪被害者の人権を守るために」を作成した。</p>
		<p>パンフレット等の作成・</p>	<p>捜査過程における被害者等の人権の尊重を念頭に置</p>

	活用等 (警察庁)	き、警察が取り組んでいる被害者支援のための各種施策や被害者等の現状等について パンフレット「警察による犯罪被害者支援」 犯罪被害者対策広報用ホームページ ポスター・パンフレット を作成し、様々な機会に活用した。
	民間被害者支援団体と連携した啓発活動 (警察庁)	民間被害者支援団体と連携してシンポジウムやフォーラム等の各種キャンペーンを実施した。
インターネットによる人権侵害等	人権擁護委員制度の運営経費(再掲) 人権擁護委員実費弁償経費(再掲) 人権侵犯事件調査等活動経費(再掲) 人権啓発活動実施経費(再掲) (法務省)	1 第55回人権週間(平成15年12月)において、「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。 2 平成15年7月、12月、平成16年1月、2月の政府広報オンラインにおいて、「インターネットによる人権侵害」をテーマとした記事を掲載した。また、平成15年12月、「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」と題する啓発記事を全国紙(4紙)、地方紙(3紙)に掲載した。 3 インターネットを悪用した人権侵害を解消するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。 4 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。
	各学校における子どもたちへの指導 (文部科学省)	学校教育においては、「情報活用能力」として、子どもたちにコンピューターやインターネットを的確に使う技能を習得させるとともに、適切な情報モラルを身に付けさせることとされており、新しい学習指導要領では、中・高等学校において、情報に関する教科・内容を必修とし、その中で情報化が社会や生活に及ぼす影響や情報モラルの必要性について生徒に指導することとされている。平成15年度においては、新学習指導要領による教

		育の着実な推進に努めた。
性的指向（異性愛，同性愛，両性愛）に関する人権	<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲）（法務省）</p>	<p>1 第55回人権週間（平成15年12月）において、「性的指向を理由とする差別をなくそう」を強調事項に掲げ，全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 性的指向に関する偏見や差別を解消するため，（財）人権教育啓発推進センター，都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
ホームレスの人権等	<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲）（法務省）</p>	<p>1 ホームレス及び近隣住民の人権に配慮しつつ，ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動を実施した。</p> <p>2 ホームレスに対する偏見や差別を解消するため，（財）人権教育啓発推進センター，都道府県及び指定都市に様々な啓発活動を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	<p>拉致被害者・家族に対する支援（81,213千円）（内閣府）</p>	<p>内閣総理大臣は平成15年1月6日，15名を「被害者」として認定し，同年1月から，帰国被害者5名に対する滞在援助金の支給を開始するとともに，4月からは，帰国被害者等自立・社会適応促進事業を実施している。</p>
性同一性障害者に関する人権	<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p>	<p>1 性同一性障害者に対する偏見や差別を解消するための啓発活動を実施した。</p>

		<p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動実施経費（再掲） （法務省）</p>	<p>2 性同一性障害者に対する偏見や差別を解消するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
--	--	--	--

4 . 国際協力の推進

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画		関連施策及び実施状況	
項目	事項	施策	実施状況
	国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権高等弁務官事務所等が開発途上国に対し実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。	人権問題基金への拠出 (32,051千円) (外務省)	国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権高等弁務官事務所等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。
		女性関係基金への拠出 (99,357千円) (外務省)	UNIFEMを通じ、開発途上国政府やNGO等の要請に基づき女性のエンパワーメントのためのプロジェクトに対し援助を行っている。平成15年度には、女性関係基金に対し計99,357千円の拠出を行った。
		国連障害者基金への拠出 (6,588千円) (外務省)	本基金は昭和60年第40回国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」を履行し、障害者の機会均等、障害の予防及び効果的リハビリテーションという計画の目的を実施するための、開発途上国や障害者組織からの援助の要請に応えることを目的とするものであるが、我が国としては右目的に賛同し、その実現のためのプロジェクトに寄与するために基金を拠出しているものである。
	我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。	人権教育に関する2国間協力 (外務省)	1 カンボジア法制度整備 内戦後の復興及び民主化を進めるため急務となっている司法改革を支援するもの。民法、民事訴訟法を中心とした法案起草を支援するため、平成11年より4年間、専門家派遣、研修員受入を中心とする協力を実施した。平成16年からはフェーズ2として起草された法案の立法化支援のための技術協力プロジェクトを3年間の予定で実施中。

- (平成15年度実績：専門家7名派遣，研修員受入1名)
- 2 ベトナム法整備支援
ベトナムの市場経済化を支援するため，民事・商事関係法の整備及び右に係る人材育成を活動内容とする専門家派遣，研修員受入等の協力を平成8年より3年間実施（フェーズ1）。その後平成11年より立法化支援，法体系整備，人材育成を中心とする協力を実施（フェーズ2）。平成15年より3年間の予定で，民法を中心とする民商事分野立法支援及び法曹強化を柱とする技術協力プロジェクトとしてフェーズ3を実施中。
(平成15年度実績：専門家派遣17名，研修員受入13名)
- 3 犯罪防止（矯正保護）
犯罪者の人権保護を目的として研修員受け入れ及び専門家派遣を行う。
(研修員受け入れ14名)
- 4 ラオス法制度整備
ラオスでは，市場経済に対応した法律・法制度に精通する人材が不足していることから，これら法律・法制度に関する人材育成を中心とした技術協力プロジェクトを平成15年から3年間の予定で実施中。
(平成15年度実績：専門家派遣9名，研修員受入22名)
- 5 男女共同参画推進セミナー（：2名，：9名）
女性施策を推進する機関の女性問題担当官に対し，機能強化を図るための知識，能力を養う。
(研修員受け入れ：11名)
- 6 タジキスタン国会運営セミナー
平成10年8月にタジキスタンで殉職した秋野政務官の遺志を受け，平成10年より実施。平成15年度は10名が参加。
- 7 障害者リーダーコース
開発途上国において障害者をサポートする立場にあ

	<p>我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には同宣言をテーマとすることを検討する。</p>	<p>国際的な人権シンポジウムの開催 (外務省)</p>	<p>る障害者リーダーに対し、様々な角度から障害者の自立に関する情報を提供し、障害者の地位向上に資することを目的とする。平成15年度は15名が参加。</p> <p>平成15年2月に同世界会議のフォローアップ会合として「児童のトラフィッキング問題に関するシンポジウム」を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国は、平成16年4月に児童の権利に関する条約の批准から10周年を迎えることを記念し、同年3月29日(同条約批准に関する国会承認日と同一)、国際連合児童基金(ユニセフ)との共催により、東京(国連大学)において「児童の権利に関する条約批准10周年シンポジウム」を開催した。
--	--	----------------------------------	--